

# 水戸市地域防災計画

## 原子力災害対策計画編

令和3年8月

水戸市防災会議



# 地域防災計画(原子力災害対策計画編)目次

## 第 1 章 総則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の性格	1
第 1	水戸市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	
第 2	水戸市における他の災害対策との関係	
第 3	計画の修正	
第 3 節	計画の周知徹底	3
第 4 節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	3
第 5 節	原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態及び原子力災害の特殊性	3
第 1	各施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態	
第 2	原子力災害の特殊性	
第 6 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	5
第 7 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に応じた防護措置の実施	6
第 1	原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施	
第 2	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	
第 8 節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	7
第 1	水戸市	
第 2	水戸市教育委員会	
第 3	茨城県	
第 4	茨城県教育委員会	
第 5	茨城県警察本部	
第 6	指定地方行政機関	
第 7	自衛隊	
第 8	指定公共機関	
第 9	指定地方公共機関	
第 10	公共的及びその他防災上重要な施設の管理者	
第 11	防災協定締結団体	

## 第 2 章 原子力災害事前対策

第 1 節	基本方針	17
第 2 節	原子力事業者の防災業務計画及び防災要員の現況等の届出の受理	17
第 1	原子力事業者の防災業務計画	
第 2	防災要員の現況等の届出の受理	
第 3 節	原子力事故・故障等の報告の徴収等	17
第 1	原子力事業所の年間主要事業計画	
第 2	事故・故障等の通報	
第 3	報告の徴収及び立入調査	
第 4 節	原子力防災専門官・県・他市町村等との連携	18
第 5 節	迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	18
第 1	企業等との協定締結	
第 2	民間事業者との連携	
第 3	国有財産の有効活用	
第 6 節	情報の収集・連絡体制等の整備	19
第 1	情報の収集・連絡体制の整備	
第 2	情報の分析整理	
第 3	通信手段・経路の多様化	
第 7 節	総合防災拠点の整備	22
第 8 節	緊急事態応急体制の整備	23
第 1	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	
第 2	原子力災害対策本部体制等の整備	
第 3	オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	
第 4	長期化に備えた動員体制の整備	
第 5	防災関係機関相互の連携体制	
第 6	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	
第 7	自衛隊との連携体制	
第 8	広域的な応援協力体制の拡充・強化	
第 9	モニタリング体制等	
第 10	専門家の派遣要請手続き	
第 11	複合災害に備えた体制の整備	
第 12	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	
第 9 節	避難収容活動体制の整備	26
第 1	避難計画の作成	
第 2	避難所等の整備	
第 3	学校等施設における避難計画の作成	

第4	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	
第5	市民等の避難状況の確認体制の整備	
第6	居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備	
第7	警戒区域を設定する場合の計画の策定	
第8	避難所・避難方法等の周知	
<b>第10</b>	<b>節 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備</b>	<b>29</b>
第1	要配慮者・避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備	
第2	避難行動要支援者支援体制の確保	
第3	要配慮者利用施設の避難計画等の整備	
<b>第11</b>	<b>節 緊急輸送活動体制の整備</b>	<b>33</b>
第1	専門家の移送体制の整備	
第2	緊急輸送道路等の確保体制等の整備	
<b>第12</b>	<b>節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備</b>	<b>33</b>
第1	救助・救急活動用資機材の整備	
第2	救助・救急機能の強化	
第3	緊急被ばく医療活動体制等の整備	
第4	消火活動用資機材等の整備	
第5	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	
第6	物資の調達，供給活動	
第7	大規模・特殊災害における救助隊の整備	
<b>第13</b>	<b>節 市民等への的確な情報伝達体制の整備</b>	<b>35</b>
第1	警戒事態等の情報伝達	
第2	複合災害等の情報伝達	
第3	市民相談窓口の設置等	
第4	要配慮者等の情報伝達	
第5	情報伝達手段の整備	
<b>第14</b>	<b>節 業務継続計画の策定</b>	<b>36</b>
<b>第15</b>	<b>節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発等</b>	<b>36</b>
第1	原子力防災に関する知識の普及・啓発	
第2	教育機関における防災教育	
第3	要配慮者等における防災知識の普及・啓発	
第4	避難先の連絡	
第5	大規模災害の情報収集・整理	
<b>第16</b>	<b>節 防災業務関係者の人材育成</b>	<b>37</b>
<b>第17</b>	<b>節 防災訓練等の実施</b>	<b>38</b>
第1	訓練計画の策定	
第2	訓練の実施	
第3	実践的な訓練の実施と事後評価	

第4	自主防災組織等の育成	
<b>第18</b>	<b>節 核燃料物質等の搬送中の事故に対する対応</b>	<b>40</b>
第1	消防機関の対応	
第2	警察機関の対応	
第3	自治体の対応	

## 第3章 緊急事態応急対策

<b>第1</b>	<b>節 基本方針</b>	<b>41</b>
<b>第2</b>	<b>節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保</b>	<b>41</b>
第1	警戒事態等発生の情報等の連絡	
第2	応急対策活動情報の連絡	
第3	一般回線が使用できない場合の対処	
第4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	
<b>第3</b>	<b>節 活動体制の確立</b>	<b>43</b>
第1	動員体制	
第2	段階的な原子力事故対応	
第3	事故対策のための警戒態勢	
第4	原子力災害対策本部の設置等	
第5	原子力災害合同対策協議会への出席等	
第6	専門家の派遣要請	
第7	応援要請及び職員の派遣要請等	
第8	自衛隊の派遣要請等	
第9	原子力災害被災者生活支援チームとの連携	
第10	防災業務関係者の安全確保	
<b>第4</b>	<b>節 屋内退避，広域避難等の防護活動</b>	<b>52</b>
第1	屋内退避，広域避難等の防護活動の実施	
第2	避難所	
第3	広域一時滞在	
第4	安定ヨウ素剤の予防服用	
第5	要配慮者等への対策	
第6	学校等施設における避難措置	
第7	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	
第8	警戒区域の設定，避難指示の実効性を上げるための措置	
第9	飲食物，生活必需品等の供給	
<b>第5</b>	<b>節 治安の確保及び火災の予防</b>	<b>58</b>

第 6 節	飲食物の出荷制限, 摂取制限等	59
第 7 節	緊急輸送活動	60
第 1	緊急輸送活動	
第 2	緊急輸送のための交通確保	
第 8 節	救助・救急, 消火及び医療活動	61
第 1	救助・救急及び消火活動	
第 2	医療活動	
第 9 節	市民等への的確な情報伝達活動	62
第 1	市民等への情報伝達活動	
第 2	市民等からの問い合わせに対する対応	
第 10 節	業務継続に係る措置	64

## 第 4 章 原子力災害中長期対策

第 1 節	基本方針	65
第 2 節	緊急事態解除宣言後の対応	65
第 3 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	65
第 4 節	放射性物質による環境汚染への対処等	65
第 5 節	各種制限措置の解除	66
第 6 節	災害地域市民に係る記録等の作成	66
第 1	災害地域市民の記録	
第 2	災害対策措置状況の記録	
第 7 節	被災者等の生活再建等の支援	66
第 1	生活再建の取組み	
第 2	総合的な相談窓口等の設置	
第 3	災害復興基金の設立等	
第 8 節	風評被害等の影響の軽減	67
第 9 節	被災中小企業等に対する支援	67
第 10 節	心身の健康相談体制の整備	67





# 第1章 総則

第1節 計画の目的

第2節 計画の性格

第3節 計画の周知徹底

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

第5節 原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態及び原子力災害の特殊性

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に応じた防護措置の実施

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な災害対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

- 第1 水戸市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画
- 第2 水戸市における他の災害対策との関係
- 第3 計画の修正

### 第1 水戸市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、水戸市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び茨城県の地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように作成するものである。

水戸市や関係機関などは、想定される全ての事態に対し対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得る柔軟な体制を整備する。

### 第2 水戸市における他の災害対策との関係

この計画は、「水戸市地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであり、この計画に定めていない事項については「水戸市地域防災計画（風水害対策計画編、地震対策計画編、津波災害対策計画編）」に拠る。

### 第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画及び本市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

なお、本編は、国の原子力災害対策指針を踏まえた計画であり、「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ、修正する。

#### 【今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題】

- ・ O I L の初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づく O I L の設定の在り方
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ・ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、市民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

## 第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関、その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、市民にも周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

## 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画「原子力災害対策計画編」の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

## 第5節 原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態及び原子力災害の特殊性

### 第1 各施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

### 第2 原子力災害の特殊性

## 第1 各施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

### 1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

## 2 核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

### (1) 火災，爆発等による放射性物質の放出

核燃料施設においては，火災，爆発，漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態と同様にプルームとなって放出，拡散される。フィルタを通して放出された場合には，気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。

ただし，爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には，粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

### (2) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出

臨界事故が発生した場合，核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え，中性子線やガンマ線等の各種放射線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが，効果が十分でない場合は，中性子線やガンマ線等に対する防護が必要である。なお，防護措置の実施に当たっては，中性子線やガンマ線等の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

## 第2 原子力災害の特殊性

- 1 原子力災害が発生した場合には，被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから，原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- 2 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが，その影響をすぐに五感で感じるできないこと。
- 3 平時から，放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- 4 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割，当該機関による指示，助言等が極めて重要であること。
- 5 放射線被ばくの影響は，被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため，市民等に対して，事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

## 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、「原子力災害対策指針」に示されている「実用発電用原子炉の予防的防護措置を準備する区域(PAZ<sup>注1)</sup>)及び緊急防護措置を準備する区域(UPZ<sup>注2)</sup>)」並びに「実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域」を基準とする。

本市では、国の「原子力災害対策指針」及び「茨城県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、下表のとおり、原子力発電所については、水戸市全域を、試験研究用等原子炉施設については、各対象施設の半径5キロメートルに一部でも該当する地域（町丁目単位）の全域を、「原子力災害対策重点区域」の「UPZ」と位置付け、居住する市民に対し、重点的に各種安全対策を講じることとする。また、原子力発電所及び試験研究用等原子炉施設のそれぞれに個別の避難計画を定めることとする。

### 【原子力発電所】緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

対象事業所及び施設名	区域の範囲	対象地域
日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	発電所から 約30km	水戸市全域

### 【試験研究用等原子炉施設】緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

対象事業所	対象研究炉施設	区域の範囲	対象地域
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究所	高速実験炉 (常陽)	施設から半径5km圏に 一部でも該当する地域 (町丁目単位)の全域	秋成町 下入野町
	高温工学試験研究炉 (HTTR)		秋成町 下入野町
	材料試験炉 (JMTR)		秋成町 下入野町 島田町

注1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

実用発電用原子炉施設から約5kmと位置づけ、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL<sup>注3)</sup>）に応じて、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

注2) 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

実用発電用原子炉施設から概ね30km、試験研究用等原子炉施設については、それぞれの原子炉の規模に応じて、各施設から概ね500mまたは5kmの範囲において、放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、運用上の介入レベル（OIL<sup>注4)</sup>）に基づき、緊急防護措置を準備する区域。

注3) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準を示す。

注4) 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

原子力事故等による環境への放射性物質放出後の影響を低減するための防護判断基準を示す。

## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に応じた防護措置の実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

### 第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施

市は、原子力施設において異常事態が発生した場合には、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を実施する。

#### 1 警戒事態

原子力施設において、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事態の発生、又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリング等の準備を開始する必要がある段階。

#### 2 施設敷地緊急事態

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時モニタリングの実施等により、事態の進展を把握する為の情報収集の強化を行う段階。

#### 3 全面緊急事態

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、その影響を回避、低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

### 第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

市は、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。



## 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

- 第1 水戸市
- 第2 水戸市教育委員会
- 第3 茨城県
- 第4 茨城県教育委員会
- 第5 茨城県警察本部
- 第6 指定地方行政機関
- 第7 自衛隊
- 第8 指定公共機関
- 第9 指定地方公共機関
- 第10 公共的及びその他防災上重要な施設の管理者
- 第11 防災協定締結団体

### 第1 水戸市

- 1 水戸市防災会議に関する事務
- 2 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- 3 消防対策
- 4 水戸市原子力災害対策本部の設置・解散
- 5 市民に対する広報及び情報伝達
- 6 市民の避難・屋内退避等，救助及び立入制限
- 7 緊急被ばく医療措置への協力
- 8 被ばく者，一般傷病者の救急搬送
- 9 飲食物の摂取制限等
- 10 緊急輸送及び必要物資の調達・供給
- 11 環境中の放射性物質の除去等
- 12 各種制限措置の解除
- 13 被害状況の調査及び被災者の生活の支援
- 14 県の行う原子力防災対策に対する協力
- 15 ボランティアの受け入れ

### 第2 水戸市教育委員会

- 1 幼児，児童及び生徒への防災教育
- 2 幼児，児童及び生徒の避難・屋内退避等の実施
- 3 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

### 第3 茨城県

- 1 茨城県防災会議に関する事務
- 2 環境放射線の監視
- 3 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- 4 茨城県災害対策本部等の設置・解散
- 5 自衛隊・国の専門家等の派遣要請，受け入れ
- 6 所在・関係周辺市町村の防災対策に関する指示，指導，助言及び協力
- 7 隣接県，市町村等への防災対策に関する情報伝達，応援協力要請等
- 8 ボランティアの受け入れ
- 9 緊急時モニタリングの実施
- 10 県民に対する広報及び情報伝達
- 11 市民の避難・屋内退避等，救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
- 12 緊急被ばく医療措置の実施
- 13 飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
- 14 緊急輸送及び必要物資の調達
- 15 環境中の放射性物質の除去等
- 16 各種制限措置の解除
- 17 被害状況の調査及び被災者の生活の支援

### 第4 茨城県教育委員会

- 1 幼児，児童及び生徒への防災知識の普及
- 2 幼児，児童及び生徒の避難・屋内退避等の実施
- 3 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

### 第5 茨城県警察本部

- 1 防護対策区域に係る立入制限，交通規制，市民の避難誘導等の警備

### 第6 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東管区警察局	1 管内各警察署の災害警備活動及び相互援助の調整 2 警察通信の確保と統制 3 管区各警察署及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 3 国有財産の無償貸与
関東信越厚生局	1 関係職員の現地派遣 2 関係機関との連絡調整

関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力</li> <li>2 生活必需品、普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保</li> <li>3 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営確保</li> <li>4 被災中小企業の振興</li> </ol>
茨城労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働者の被ばく管理の監督指導</li> <li>2 労働災害調査及び労働者の労災補償</li> <li>3 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示</li> </ol>
関東農政局 (水戸地域センター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要食糧の需給調整</li> <li>2 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認</li> <li>3 災害時における生鮮食料品等の供給</li> <li>4 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請</li> <li>5 風評被害等の防止対策</li> </ol>
関東地方整備局 (常陸河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</li> <li>2 原子力防災に関する研究等の推進</li> <li>3 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保</li> <li>4 活動体制の確立</li> <li>5 関係者への的確な情報伝達活動</li> <li>6 災害復旧に関すること</li> </ol>
関東森林管理局 (茨城森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野等の被害状況に関する情報の収集・提供</li> <li>2 国有林野内の放射性物質の汚染対策</li> </ol>
関東運輸局 (茨城運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車運送業者に対する運送協力要請</li> <li>2 自動車及び被災者，災害必需物資等の輸送調整</li> <li>3 応急海上輸送の輸送力の確保</li> </ol>
東京航空局 (百里空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底</li> <li>2 飛行場使用の相互調整</li> </ol>
第三管区海上保安本部 (茨城海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船艇，航空機等による原子力災害情報の伝達</li> <li>2 避難に関する情報の伝達・避難誘導等</li> <li>3 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援</li> <li>4 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置</li> <li>5 海上における救助・救急活動</li> <li>6 緊急輸送に関すること</li> <li>7 海上における治安の確保</li> </ol>
東京管区气象台 (水戸地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況の把握</li> <li>2 気象に関する資料・情報の提供</li> <li>3 緊急時環境放射線モニタリングへの支援</li> </ol>
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</li> <li>2 防災及び災害対策用無線局の開設，整備についての指導</li> <li>3 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し</li> <li>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）</li> <li>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</li> </ol>

## 第7 自衛隊

- 1 緊急時環境放射線モニタリングの支援
- 2 被害状況の把握
- 3 避難の援助
- 4 行方不明者等の捜索援助
- 5 消防活動
- 6 応急医療，救援
- 7 人員及び物資の緊急輸送
- 8 危険物の保安及び除去
- 9 その他災害応急対策の支援

## 第8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話株式会社 (茨城支店)	1 公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保
株式会社エヌ・ティ・テ ィ・ドコモ (茨城支店)	1 防災関係機関や避難所等の通信の確保
KDD I 株式会社 (水戸支店)	
日本銀行 (水戸事務所)	1 通貨の円滑な供給の確保 2 金融機関の間の資金決済の円滑の確保 3 金融機関の業務運営の確保 4 金融機関による金融上の措置の実施 5 上記各業務に係る広報
日本赤十字社 (茨城県支部)	1 医療救護活動の実施 2 災害救助への協力 3 救援物資の配分
日本放送協会 (NHK) (水戸放送局)	1 広報 2 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
東日本高速道路株式会社 (関東支社)	1 高速自動車国道等の交通の確保
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力緊急時支援・研修センター等を通じて次のような原子力防災対策への支援・協力 1 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時環境放射線モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等） 2 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等） 3 原子力防災に必要な教育・訓練

日本原子力発電株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時環境放射線モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等）</li> <li>2 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）</li> <li>3 原子力防災に必要な教育・訓練</li> </ol>
東日本旅客鉄道株式会社 （水戸支社）	1 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力
日本貨物鉄道株式会社 （水戸営業支店）	
日本通運株式会社 （東京東支店）	1 災害対策用物資の輸送への協力
東京電力株式会社	1 災害時における電力供給
日本郵便株式会社 （関東支社）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>3 被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>4 災害時における郵便局窓口業務の維持</li> </ol>

## 第9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社団法人茨城県医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急被ばく医療等の医療救護活動への協力</li> <li>2 健康影響調査（健康診断等）への協力</li> </ol>
茨城交通株式会社	1 避難者及び災害対策用物資の輸送協力
関東鉄道株式会社 （水戸営業所）	
鹿島臨海鉄道株式会社	
一般社団法人茨城県トラック協会（水戸支部）	
ジェイアールバス関東株式会社（水戸支店）	
一般社団法人茨城県バス協会	
株式会社茨城新聞社 株式会社茨城放送	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報</li> <li>2 原子力災害情報及び各種指示等の伝達</li> </ol>

## 第10 公共的及びその他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
水戸農業協同組合	1 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導 2 食糧供給支援
那珂川漁業協同組合, 那珂川第一漁業協同組 合, 大湊沼漁業協同組合	1 漁船等への広報協力 2 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導
水戸商工会議所, 水戸市 常澄商工会, 水戸市内原 商工会	1 救助用物資, 復旧資材の確保, 協力, 斡旋
学校法人	1 幼児, 児童及び生徒への防災教育 2 幼児, 児童及び生徒の避難・屋内退避等の実施 3 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力
公益社団法人茨城原子力 協議会	1 広報 2 県・市町村が実施する災害応急対策への協力
原災法対象原子力事業所 (指定公共機関としての 業務を除く)	1 原子力事業者防災業務計画の作成及び協力 2 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理 3 防災上必要な社内教育及び訓練 4 自衛防災組織の充実・強化 5 環境放射線監視の実施及び協力 6 通報連絡 7 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置 8 災害状況の把握及び報告 9 緊急時環境放射線モニタリングの実施及び協力 10 緊急被ばく医療活動の実施及び協力 11 その他, 県, 関係周辺市町村が実施する原子力災害対策への積極的な協力
その他の原子力事業所 (指定公共機関としての 業務を除く)	1 緊急時環境放射線モニタリングへの協力 2 その他, 県, 関係市町村が実施する原子力災害対策への積極的な協力
報道関係 (NHK水戸放送局, 株 式会社茨城新聞社, 株式 会社茨城放送を除く)	1 広報 2 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
社団法人茨城県放射線技 師会	
公益社団法人茨城県看護 協会	
公益社団法人茨城県薬剤 師会	1 緊急被ばく医療活動への協力 2 健康影響調査(健康診断等)への協力
社団法人茨城県臨床検査 技師会	
社団法人水戸市医師会	
社会福祉法人水戸市社会 福祉協議会	1 被災者に対する炊き出し, 救援物資の配布, 避難所の運營業務等の協力 2 ボランティアに関すること 3 その他災害応急対策についての協力

## 第11 防災協定締結団体

- 1 一般社団法人茨城県水戸市医師会，一般社団法人水戸市歯科医師会，一般社団法人水戸薬剤師会，株式会社メディセオ  
(1) 災害時における応急医療救護活動及び医薬品の確保等に関すること。  
(2) 医療機関との連絡調整に関すること。
- 2 水戸市建設業協同組合，水戸市造園建設協力会，水戸市測量設計業協会，水戸市電設協会  
災害時の応急措置及び応急復旧活動の協力に関すること。
- 3 いばらきコープ生活協同組合，イオンモール株式会社イオンモール水戸内原，イオンリテール株式会社イオン水戸内原店，イオンリテール株式会社イオンスタイル水戸下市，生活協同組合パルシステム茨城，NPO法人コメリ災害対策センター，株式会社セブン-イレブン・ジャパン，株式会社ヨークベニマル，株式会社カインズ  
災害時の食糧品及び日用品類の調達に関すること。
- 4 株式会社茨城放送，水戸コミュニティ放送株式会社  
災害時における放送に関すること。
- 5 水戸市管工事業協同組合  
災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の協力に関すること。
- 6 株式会社アクアクララ水戸，株式会社伊藤園水戸東部支店，コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社  
災害時における飲料水の確保に関すること。
- 7 市民センター等の自販機設置業者  
災害時における自動販売機内の在庫商品の無償提供に関すること。
- 8 社団法人茨城県トラック協会水戸支部  
災害時における車両による物資の輸送・配送に関すること。
- 9 西尾レントオール株式会社  
災害時におけるレンタル資機材の提供，運搬，設置及び撤去に関すること。
- 10 一般財団法人茨城県環境保全事業団，水戸市環境整備事業協同組合  
災害時等における一般廃棄物の処理に関すること。
- 11 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会水戸支部  
災害時におけるガス燃料の確保に関すること。
- 12 東日本電信電話株式会社  
災害時における特設公衆電話の設置・利用に関すること。
- 13 一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター  
災害時における公衆衛生の維持又は環境の保全に係る検査に関すること。
- 14 水戸市獣医師会  
災害時における動物救護活動に関すること。
- 15 茨城日産自動車株式会社  
災害時における電気自動車による電力の供給等に関すること。

- 16 株式会社ファースト・トラスト  
災害時における一時退避場所及び資機材等の仮置場の提供に関すること。
- 17 茨城県農業共済組合連合会
  - (1) 災害時における応急措置，農産物等の調達及び家畜の診療等に関すること。
  - (2) 災害時における施設利用及び避難者等の受け入れに関すること。
- 18 市内社会福祉法人 21 団体 31 施設  
災害時における福祉避難所の提供に関すること。
- 19 株式会社フロンティア水戸，水戸都市開発株式会社  
災害備蓄品配備に伴う保管場所の施設利用に関すること。
- 20 公益社団法人水戸青年会議所  
災害時における応急措置及び応急復旧等の活動に関すること。
- 21 株式会社常陽銀行
  - (1) 電気自動車による防災活動拠点への電力の供給に関すること。
  - (2) 災害時における緊急避難所の提供等に関すること。
- 22 茨城県行政書士会  
災害時における行政書士業務に関すること。
- 23 株式会社第一常陽タクシー，東栄観光開発株式会社ソフト Q2 車，株式会社 Vita・葵民急，  
有限会社あんしんネット  
災害時における患者等搬送等の協力に関すること。
- 24 一般社団法人茨城県助産師会  
災害時における妊産婦・乳幼児等への支援活動に関すること。
- 25 J Aグループ茨城教育センター  
洪水時における緊急避難所の提供に関すること。
- 26 有限会社 CSK グリーンタクシー  
災害時における緊急避難所の提供に関すること。
- 27 茨城県弁護士会  
災害時における法律相談業務に関すること。
- 28 「5日で5000枚の約束。プロジェクト」実行委員会  
災害時における畳の供給に関すること。
- 29 三和シャッター株式会社，文化シャッター株式会社  
災害時における公共施設等のシャッター等の緊急点検及び緊急修理に関すること。
- 30 株式会社ゼンリン  
災害時における地図製品の供給及び利用等に関すること。
- 31 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会  
災害におけるタクシー車両による緊急輸送等に関すること。
- 32 水戸市解体業協同組合  
災害時における倒壊建物の除去等応急活動の協力に関すること。



- 33 東日本旅客鉄道株式会社水戸支店  
災害時における避難誘導・案内等の協力に関する事。
- 34 鹿島臨海鉄道株式会社  
津波災害等における常澄駅の利用に関する事。
- 35 学校法人岩田学園水戸駿優予備学校  
災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用に関する事。
- 36 一般社団法人日本福祉用具供給協会  
災害時における福祉用具等の供給に関する事。
- 37 寶幢院, 吉田神社  
洪水時における緊急避難所に関する事。
- 38 学校法人常磐大学  
災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用に関する事。
- 39 水戸地区中小建設業協同組合  
災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する事。
- 40 水戸市住みよいまちづくり推進協議会, 水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する各  
地区会  
洪水時における地域間の連携協力に関する事。
- 41 茨城県石油業協同組合  
災害時における燃料供給の支援協力に関する事。
- 42 一般財団法人茨城県トラック協会  
災害時における施設利用及び救護物資の保管に関する事。
- 43 一般財団法人スカイガード  
災害時におけるドローンを使用した災害現場等の映像支援に関する事。
- 44 株式会社セブン-イレブン・ジャパン, 株式会社ヨークベニマル  
災害時における物資供給及び店舗営業の継続・早期再開に関する事。
- 45 株式会社OLS  
災害時におけるトレーラーハウス提供に関する事。
- 46 茨城県建築士会  
災害時における建築物等の調査等の災害対策業務に対する応援協力に関する事。
- 47 ヤフー株式会社  
災害時における情報発信等に関する事。
- 48 株式会社カインズ  
災害時における生活物資などの供給協力に関する事。
- 49 一般社団法人茨城県ペストコントロール協会  
災害時における感染症等が発生した場合の消毒業務等の協力に関する事。
- 50 茨城県ホテル・旅館生活衛生同業組合水戸支部  
災害時における宿泊施設の提供に関する事。

- 51 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社  
災害時における停電復旧の連携等に関する事。
- 52 茨城県塗装工業組合，水戸塗装昭和会  
災害時における洗浄等の支援協力に関する事。
- 53 一般社団法人日本ムービングハウス協会  
災害時における移動式木造住宅の建設に関する事。
- 54 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会，公益社団法人水戸青年会議所，水戸商工会議所青年部，水戸市常澄商工会青年部，水戸市内原商工会青年部，水戸ロータリークラブ，水戸東ロータリークラブ，水戸西ロータリークラブ，水戸南ロータリークラブ，水戸さくらロータリークラブ，水戸好文ロータリークラブ，水戸ライオンズクラブ，水戸葵ライオンズクラブ，水戸西ライオンズクラブ，水戸東ライオンズクラブ，水戸南ライオンズクラブ，水戸北ライオンズクラブ，水戸チアフルライオンズクラブ  
災害時における被災者支援及び災害ボランティア活動の支援に関する事。
- 55 一般社団法人茨城県環境保全協会  
災害時における災害し尿等の収集運搬に関する事。
- 56 水戸少年鑑別所，水戸刑務所  
災害時における施設利用及び心理職の派遣に関する事。
- 57 株式会社近畿日本ツーリスト関東  
災害時における宿泊施設の確保等に関する事。
- 58 合同会社E 4  
災害時におけるドローンを使用した映像・画像等の情報収集及び提供に関する事。
- 59 茨城トヨタ自動車株式会社  
災害時における応急活動及び施設使用に関する事。
- 60 公益社団法人茨城県看護協会  
災害時における医療救護活動に関する事。
- 61 一般社団法人日本下水道施設業協会  
災害時における下水道施設の機械・電気設備の緊急工事に関する事。
- 62 一般社団法人日本下水道施設管理業協会  
災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する事。
- 63 公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する事。
- 64 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部  
災害時における下水道施設に関する技術支援協力に関する事。